

森永健康保険組合 常務理事殿

## 送 金 確 認 書

1. 別居している認定対象者に対する生計費(仕送り)は、下記のいずれかの方法で認定対象者の収入を上回る額を送金します。

2. 送金方法

選択(○印)をしてください。

- ( ) 郵便振込  
( ) 銀行振込  
( ) 現金書留

3. 令和 年 月より毎月送金します。(申請月からであること)

4. 送金額 月額 円

5. 送金の事実を立証する書類

銀行・郵便局振込 — 振込依頼書・利用明細書(ATM)

現金書留 — 差出人が郵便局からもらう控えと受取人に届いた封筒のコピー

※送金額・受取人・振込人の記載のあるもの

※通帳の写しは不可です。

6. 送金開始後、定期的に送金の事実を立証します。

立証書類は送金開始月より3か月間は毎月健保へ送付してください。その後は次回扶養審査の際に生計維持関係の書類として「健康保険被扶養者調査表」に添付してください。必ず添付が必要ですので大切に保管してください。

7. 万が一相違があった場合には、相違があった時点にさかのぼって被扶養者の資格を喪失することを承諾します。

適用事業所

保険証記号-番号

—

被保険者

認定対象者

被保険者との続柄  
( )